多面的機能支払の実施に関する
基本方針(要綱基本方針)

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

目次

１．取組の推進に関する基本的考え方 1
２．農地維持支払交付金に関する事項 1
（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 1
①地域活動指針策定における基本的考え方 1
②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的な考え方 1
③地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1） 1
（2）交付単価 1
①基本的な考え方 1
②農地維持支払交付金の交付単価 2
（3）交付金の算定の対象とする農用地 2
（4）その他必要な事項 2
３．資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項 2
（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 2
①地域活動指針策定における基本的考え方 2
②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的な考え方 3
③地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2） 3
（2）交付単価 3
①基本的な考え方 3
②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価 3
③加算単価 3
（3）交付金の算定の対象とする農用地 4
４．資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項 5
（1）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 5
①地域活動指針策定における基本的考え方 5
②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的な考え方 5
③地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙3） 5
（2）交付金の算定の対象とする農用地 6
（3）その他必要な事項 6
５．広域協定の規模 6
６．地域の推進体制 6
（1）基本的な考え方 6
（2）関係団体の役割分担 6
（3）その他必要な事項 7
＜参考1＞ 関係団体の役割分担表 8
＜参考2＞ 実施体制図 9

（様式第２－６号）

熊本県

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）

１．取組の推進に関する基本的考え方

熊本県では、県下各地で地域の特性を活かした多様な農業生産が行われており、主要農産物の　多くがその生産量において全国で上位を占めるなど、本県はわが国における食料生産基地としての役割を担っている。

また、本県の農業・農村は、生産の場としての機能のほか、地下水の涵養、景観の維持、生物多様性の保全など多面的な機能を有しており、将来にわたってこれらの機能を維持していくことが重要である。

しかしながら、高齢化の進行や農業後継者の不足により、農業生産を維持していくことが困難となりつつある中、生産基盤である農地や農業用水の保全管理の管理主体である集落の機能の低下が年々進んでいることも懸念されている。

このため、本県においては、共同活動による多面的機能の維持・発揮を図る多面的機能支払を積極的に活用し、集落機能の再編・強化を進めながら地域の農業・農村の活性化や持続的発展を目指す。

２．農地維持支払交付金に関する事項

（１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記１－２の活動指針を基礎として、本県特有の「草地」の現状（草地の多くが、採草放牧地と呼ばれる養畜の事業のための採草又は放牧の目的に供されている）や、草地の地形的特性（山成りに形成し、農用地の法面が存在しない）を踏まえた活動指針とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の基礎活動のすべての活動区分を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動区分は、除外する。

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

今後の農地集積の加速化等農村の構造変化の進展に対応して、地域資源の適切な保全管理に向けた活動を通じて、目指すべき保全管理の姿、それに向けて取り組むべき活動・方策のとりまとめを行う。

③ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）

熊本県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

（２）交付単価

① 基本的考え方

熊本県の農地維持支払交付金の交付単価については、②農地維持支払交付金の交付単価に示す基本単価とする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	３，０００円	１，５００円
	畑	２，０００円	１，０００円
	草地	２５０円	１２５円

（３）交付金の算定の対象とする農用地

熊本県における農地維持支払交付金の対象とする農用地は以下のとおりとする。

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの。

② 農振農用地区域に接する農振白地のうち、農振農用地区域内の農用地と一体的な保全管理が必要な土地改良施設（農道、水路、ため池等）の受益地となっている農用地であり、今後5年間は転用が見込まれず多面的機能の適切な発揮のために農振農用地と一体的に維持管理する必要があるもの。

ただし、②に定める農用地を実施する場合は、①に移行するよう努めるものとする。

（４） その他必要な事項

活動組織等は、多面的機能支払交付金実施要綱に基づき作成した地域資源保全管理構想の実現に向けた自発的な地域活動に取り組むよう努めるものとする。

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

（１） 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記１－2の活動指針を基礎として、本県特有の「草地」の現状（草地の多くが、採草放牧地と呼ばれる養畜の事業のための採草又は放牧の目的に供されている）や、草地の地形的特性（山成りに形成し、農用地の法面が存在しない）を踏まえた活動指針とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．施設の軽微な補修

活動指針の施設の軽微な補修に係るすべての活動区分を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動区分は、除外する。

イ．農村環境保全活動

活動指針の農村環境保全活動のすべての活動区分を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動区分は、除外する。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

活動指針の多面的機能の増進を図る活動のすべての活動区分を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動区分は、除外する。

③ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２）

熊本県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。

（２） 交付単価

① 基本的考え方

熊本県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、国が示したガイドラインに沿って、継続地区（農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金により共同活動又は資源向上活動（共同活動）を5年間以上実施した農用地、または資源向上活動（長寿命化）に取り組む農用地）については、経費の効率化が期待できることから、原則として交付単価は基本単価の 7.5 割とする。

また、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、交付単価に5／6を乗じた額を交付単価とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	２，４００円	１，２００円
	畑	１，４４０円	７２０円
	草地	２４０円	１２０円

③ 加算単価

多面的機能の更なる増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、熊本県地域活動指針及び同指針に基づく要件（資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）（以下、別紙２という）の第３の３に示す多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、１活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に別紙２の第３の３に示す多面的機能の増進を図る活動の活動項目から２活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は以下、加算単価①のとおりとする。

多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける対象組織であって、次のア又はイのいずれかに該当する活動を令和５年度に行っている場合に、同年度を含む活動期間中に限り加算単価①の単価に更に加算できる交付単価は以下、加算単価②のとおりとする。

ア．農業者以外の者が構成員のうち４割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員のうち８割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合

イ．農業者以外の者が構成員のうち４割以上を占め、かつ、役員に女性が２名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち６割以上が参加する実践活動を毎年度２種以上それぞれ別の日に行う場合

水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する対象組織の活動への支援として、事業計画に定める活動期間中に、次のア又はイのいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は以下、加算単価③のとおりとする。

ア．資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち５割以上において、

他の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整版の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）

イ．広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体の５割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整版の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）

適用	地目	資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
加算単価①（多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援）	田	４００円	２００円
	畑	２４０円	１２０円
	草地	４０円	２０円
加算単価②（農村協働力の深化に向けた活動への支援）	田	４００円	２００円
	畑	２４０円	１２０円
	草地	４０円	２０円
加算単価③（水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援）	田	４００円	２００円

（３）交付金の算定の対象とする農用地

熊本県における資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の対象となる農用地は以下のとおりとする。

①農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの。

②農振農用地区域に接する農振白地のうち、農振農用地区域内の農用地と一体的な保全管理が必要な土地改良施設(農道、水路、ため池等)の受益地となっている農用地であり、今後5年間は転用が見込まれず多面的機能の適切な発揮のために農振農用地と一体的に維持管理する必要があるもの。

ただし、②に定める農用地を実施する場合は、①に移行するよう努めるものとする。

４．　資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

（１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

農地周りの水路、農道、ため池等を対象施設とし、これらの長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とし、工事1件あたりの費用は原則として 2 百万円未満とする。

また、本県では排水不良を抱える干拓地や鳥獣被害に苦しんでいる中山間地域に農地が多く存在しており、これらの農地の保全も重要となっており、県内全域の農地を保全するための補修・更新等を対象活動とする。なお、農地にかかる施設の長寿命化活動は、

水路、農道等の施設の長寿命化活動を優先的に行った上で、交付金の範囲の中で実施することができるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．工事１件あたり２百万円以上の活動を実施する要件

ａ　対象施設・対象活動

対象施設･対象活動は上記「①　地域活動指針策定における基本的考え方」のとおりとする。

また、対象施設は活動組織によって、活動期間中に補修や草刈り等の維持管理が適切に実施されているもので、かつ、他の補助事業等を総合的に検討し策定する農業振興地域整備計画書等（※）に整備又は更新する記載がないものとする。

ｂ　内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件

他の補助事業等を総合的に検討し策定する農業振興地域整備計画書等（※）により整備又は更新する記載があるものとする。

ｃ　都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容

市町村は機能診断結果に基づく、長寿命化対策の工法や工事費等について、適切であるか指導を受けるものとする。

※農業振興地域整備計画書等とは

市町村が策定する農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画書、及び農業農村整備事業管理計画策定要領に基づく農業農村整備事業管理計画書。

イ．アの場合において、盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

③　地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙３）

熊本県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙３のとおりとする。

（２）交付金の算定の対象とする農用地

熊本県における資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象となる農用地は以下のとおりとする。

①農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの。

②農振農用地区域に接する農振白地のうち、農振農用地区域内の農用地と一体的な保全管理が必要な土地改良施設（農道、水路、ため池等）の受益地となっている農用地であり、今後5年間は転用が見込まれず多面的機能の適切な発揮のために農振農用地と一体的に維持管理する必要があるもの。

ただし、②に定める農用地を実施する場合は、①に移行するよう努めるものとする。

（３）その他必要な事項

① 環境等への配慮について

活動の実施に当たって、長寿命化という効果発現と併せて、環境や景観に配慮する。

５. 広域協定の規模

熊本県内においては、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域」、「山村振興法第7条第1項に基づき規定された振興山村」、「離島振興法第2条第1項に基づき規定された離島振興対策実施地域」、「半島振興法第2条第1項に基づき規定された半島振興対策実施地域」、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域」、「中山間地域等直接支払制度における地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域」のいずれかに該当し、且つ、旧市区町単位等の広域エリアにおいて、広域協定の対象とする区域が50ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

６. 地域の推進体制

（１）基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、熊本県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、熊本県、市町村、農業者団体等から構成する熊本県多面的機能支払推進協議会（以下、推進協議会という。）を地域の推進体制に位置付けることとする。

（２）関係団体の役割分担

① 熊本県

・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
・熊本県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
・活動組織における適切な事業実施が図られるよう、市町村に対し、指導・助言等を行う。
・市町村への交付金の交付を行う。
・その他県として取組の推進に必要となる業務。

② 市町村（別添：市町村一覧参照）

・管内の活動組織等の事業計画の認定及び広域組織の協定を認定する。
・毎年度、対象組織の多面的機能支払に係る活動の実施を確認する。
・毎年度、対象組織を対象とした説明会を開催し、活動の実施に必要な事項を周知する。
・対象組織に対し、適宜指導を行い、協定に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
・多面的機能支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査し、対象組織の代表者に交付金の交付を行う。
・その他市町村として取組の推進に必要となる業務。

③ 推進協議会

ア　普及推進・指導に関する業務

・活動組織等に対する説明会を開催する。
・活動組織等に対する指導・助言を行う。（技術指導、事務的支援を含む。）

・手引き、広報資料等の作成及び普及啓発活動を行う。

イ　交付・申請に関する県及び市町村事務の支援
・事業計画及び広域協定を審査する。
・実施状況を確認する。
・交付申請書類に係る書類を審査する。

ウ　その他
・本交付金の実施に必要となる各種調査等を行う。
・九州各県推進組織との連絡調整及び研修会の開催を実施する。
・活動組織等の法人化及び事務支援組織の設立支援を行う。
・その他県・市町村事務の支援を行う。
・その他推進に必要となる業務。

（３）その他必要な事項

①市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村への推進交付金については、国から熊本県に交付を受けた額のうち、市町村推進事業の実施に必要な経費を熊本県補助金等交付規則及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項に従い、熊本県から管内市町村に交付するものとする。

また、推進協議会への推進交付金については、県から推進協議会に対して交付するものとする。

【参考添付資料】

（参考１）関係団体の役割分担表
（参考２）実施体制図

＜参考1＞

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	熊本県	関係市町村	推進協議会	
多面的機能支払交付金				
多面的機能支払推進交付金				
１．法基本方針の策定	○			
２．促進計画の策定		○		
３．第三者機関の設置、運営	○			
４．要綱基本方針の策定	○			
５．（１）事業計画の指導、審査		○	○	
（２）事業計画の認定		○		
６．（１）広域協定の指導、審査		○	○	
（２）広域協定の認定		○		
７．（１）実施状況確認		○	○	
（２）実施状況報告		○		
８．推進・指導				
（１）活動組織等への説明会	○	○	○	
（２）活動に関する指導、助言		○	○	
（３）推進に関する手引きの作成			○	
（４）活動組織を支援する組織への支援			○	
９．（１）審査、通知		○	○	
（２）交付	○	○		
１０．その他推進事業の実施に必要な事項 ※研修会の実施等	○	○	○	

＜参考2＞

実施体制図

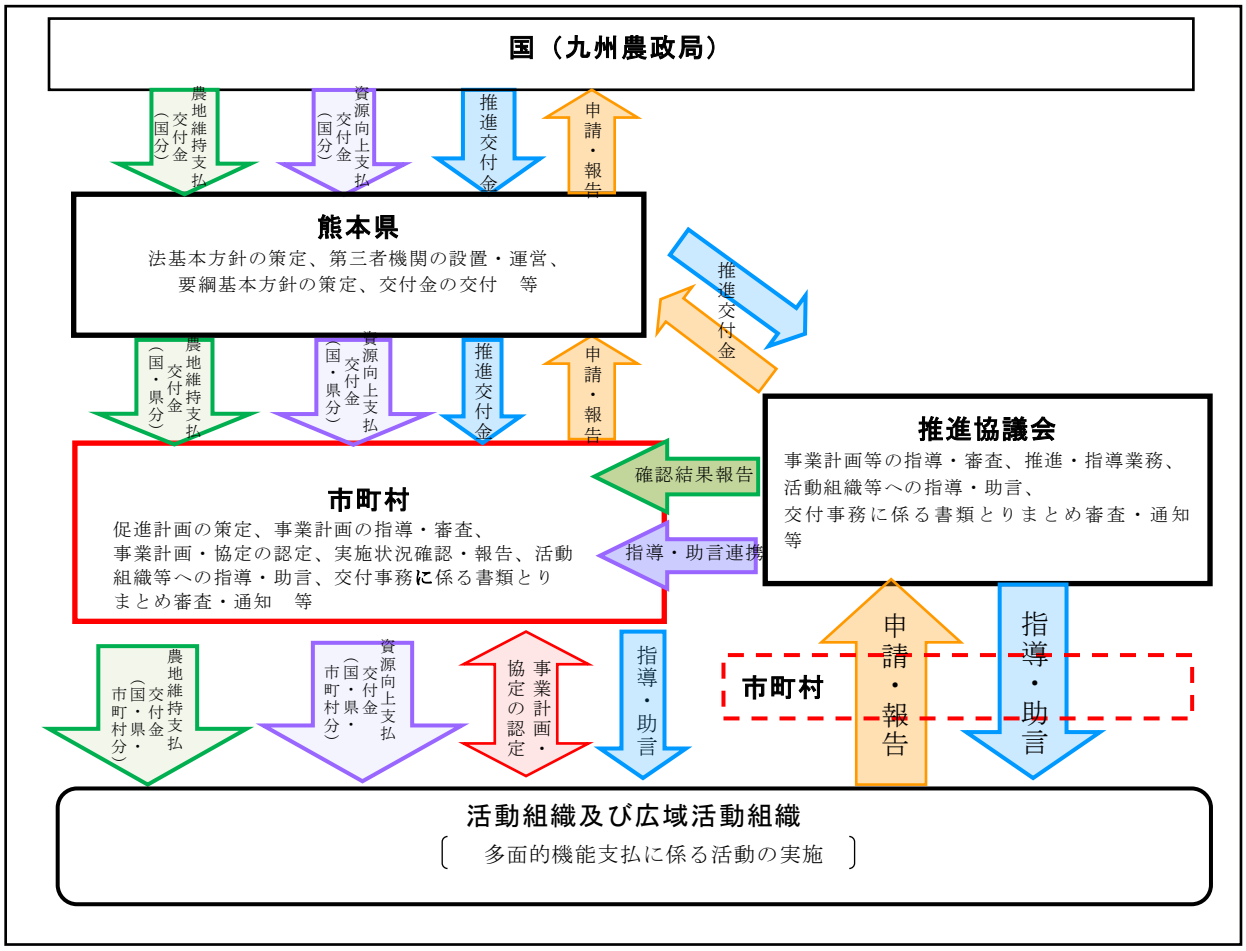
国（九州農政局）
農地維持支払交付金（国分）
資源向上支払交付金（国分）
推進交付金
申請・報告
熊本県
法基本方針の策定、第三者機関の設置・運営、
要綱基本方針の策定、交付金の交付　等
農地維持支払交付金（国・県分）
資源向上支払交付金（国・県分）
推進交付金
申請・報告
推進交付金
推進協議会
事業計画等の指導・審査、推進・指導業務、
活動組織等への指導・助言、
交付事務に係る書類とりまとめ審査・通知等
確認結果報告
指導・助言連携
市町村
促進計画の策定、事業計画の指導・審査、
事業計画・協定の認定、実施状況確認・報告、活動
組織等への指導・助言、交付事務に係る書類とり
まとめ審査・通知　等
農地維持支払交付金（国・県・市町村分）
資源向上支払交付金（国・県・市町村分）
事業計画・協定の認定
指導・助言
市町村
申請・報告
指導・助言
活動組織及び広域活動組織
〔　多面的機能支払に係る活動の実施　〕

（別紙1）

熊本県　地域活動指針及び同指針に基づく要件
（農地維持活動）

第１　地域活動指針及び同指針に基づく要件

１　農地維持活動

（１）地域資源の基礎的な保全活動

活動区分		活動項目	活動要件
点検・計画策定	点検	１　点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
	計画策定	２　年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		３　事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、５年間に各１回以上実施する。
実践活動	農用地	４　遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる活動項目を実施する。
		５　畦畔・法面・防風林の草刈り	
		６　鳥獣害防護柵等の保守管理	
	水路	７　水路の草刈り	
		８　水路の泥上げ	
		９　水路附帯施設の保守管理	
	農道	10　農道の草刈り	
		11　農道側溝の泥上げ	
		12　路面の維持	
	ため池	13　ため池の草刈り	
		14　ため池の泥上げ	
		15　ため池附帯施設の保守管理	
	共通	16　異常気象時の対応	

（２）地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動区分	活動項目	活動要件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	該当する活動項目を選択し、毎年度実施する。
	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	
	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
	21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催	
	23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）	

第２　取組の説明

１　農地維持活動

（１）地域資源の基礎的な保全活動

１）点検・計画策定

ア　点検

[1]点検

【農用地に関する活動内容】

□遊休農地等の発生状況の把握

・　活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】

□施設の点検

・　活動計画書に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

・　活動計画書に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

・　かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

【農道に関する活動内容】

□施設の点検

・　活動計画書に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】

□施設の点検

・　活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む)、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。

・　ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。

イ　計画策定

2 年度活動計画の策定

・　点検・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

2）研修

3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修

次の２つの研修について、５年間に各１回以上実施する。２つを合わせて実施することも可能とする。

・　活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。

・　共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修、講習等を開催又はそれに参加すること。

3）実践活動

ア　農用地に関する活動内容

4 遊休農地発生防止のための保全管理

・　農用地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。草地においては長期化した遊休草地等の野焼き・草刈り等を適正に行い、放牧又は耕作可能な状態に草地を保全管理すること。

5 畦畔・法面・防風林の草刈り

□畦畔・農用地法面等の草刈り

・　ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部(草地においては隣接地境界部等)の草刈り又は除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に

放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しない。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□防風林の枝払い・下草の草刈り

・　ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。草地及び草地化を図る場合においては、管理者との協議を経た必要最小限の雑木の伐採等により、草地の林地化防止等、草地の適正な管理を行うこと。

6 鳥獣害防護柵等の保守管理

□鳥獣害防護柵の適正管理

・　鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

□防風ネットの適正管理

・　防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

イ　水路（開水路・パイプライン）に関する活動内容

7 水路の草刈り

□水路の草刈り

・　通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ場、調整施設等の草刈り

・　活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン附帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

8 水路の泥上げ

□水路の泥上げ

・　活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、そ

の場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ吸水槽等の泥上げ

・　点検の結果、必要となる場合には、活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

9 水路附帯施設の保守管理

□かんがい期前の注油

・　活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。

□ゲート類等の保守管理

・　腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の適正管理

・　アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□配水操作

・ 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。

ウ　農道に関する活動内容

10 農道の草刈り

・　活動計画書に位置付けた農道（草地においては牧道を含む）の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

11 農道側溝の泥上げ

・　活動計画書に位置付けた農道（草地においては牧道を含む）側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

12 路面の維持

・　活動計画書に位置付けた農道(草地においては牧道を含む)への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

エ　ため池に関する活動内容

13 ため池の草刈り

・　活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

14 ため池の泥上げ

・　活動計画書に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

15 ため池附帯施設の保守管理

□かんがい期前の施設の清掃・防塵

・　活動計画書に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。

□管理道路の管理

・　活動計画書に位置付けたため池の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。

□遮光施設の適正管理

・　アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□ゲート類の保守管理

・　腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□配水操作

・ 地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。

オ　共通

16 異常気象時の対応

□異常気象後の見回り

・　洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農用地（畦畔、排水口、法面等）、水路、地上部のパイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）、農道、ため池及び附帯施設の見回りを行い、状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

・　異常気象後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、又は水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

（２）地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。

17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催

18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査

19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査

20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催

21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査

22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催

23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）

（別紙2）

熊本県　地域活動指針及び同指針に基づく要件
（資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動））

第１　地域活動指針及び同指針に基づく要件

１　施設の軽微な補修

活動区分		活動項目	活動要件
機能診断・計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		25 水路の機能診断	
		26 農道の機能診断	
		27 ため池の機能診断	
	計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、５年間に１回以上実施する。
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な活動項目を毎年度実施する。
	水路	31 水路の軽微な補修等	
	農道	32 農道の軽微な補修等	
	ため池	33 ため池の軽微な補修等	

２　農村環境保全活動

活動区分		活動項目	活動要件
	テーマ		
計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。
	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
	資源循環	38 資源循環計画の策定	
実践	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基

活動		40 外来種の駆除 41 その他（生態系保全）	づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の活動項目を毎年度１つ以上実施する。
	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理 43 畑からの土砂流出対策 44 その他（水質保全）	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の活動項目を毎年度１つ以上実施する。
	景観形成・生活環境保全	45 植栽等の景観形成活動 46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 47 その他（景観形成・生活環境保全）	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の活動項目を毎年度１つ以上実施する。
	水田貯留機能増進・地下水かん養	48 水田の貯留機能向上活動 49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の活動項目を毎年度１つ以上実施する。
	資源循環	50 地域資源の活用･資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。
啓発・普及		51 啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。

３　多面的機能の増進を図る活動

活動区分	活動項目	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用 53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 54 地域住民による直営施工	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施する

	55 防災・減災力の強化	とともに、広報活動・農的関係人口の拡大を毎年度実施する。
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
	60 広報活動・農的関係人口の拡大	

第２　活動の説明

１　資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

（１）施設の軽微な補修

１）機能診断・計画策定

ア　機能診断

【農用地に関する活動内容】

24 農用地の機能診断

□施設の機能診断

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。

□診断結果の記録管理

・　状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】

25 水路の機能診断

□施設の機能診断

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

・　状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する活動内容】

26 農道の機能診断

□施設の機能診断

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

・　状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】

27 ため池の機能診断

□施設の機能診断

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

・　状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

イ　計画策定

28 年度活動計画の策定

・　機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

2）研修（機能診断・補修技術等の研修）

29 機能診断・補修技術等に関する研修

□対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修

・　対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

□老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修

・　対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

□農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修

・　対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

3）実践活動

ア　農用地に関する活動内容

30 農用地の軽微な補修等

①畦畔・農用地法面等

□畦畔の再構築

・　形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

□農用地法面の初期補修

・　降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

②施設

□暗渠施設の清掃

・　暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。

□農用地の除れき

・　生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。

□鳥獣害防護柵の補修・設置

・　鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。

・　鳥獣被害防止のためのワナの補修や設置等を行うこと。
ただし、ワナの設置については狩猟免許や捕獲許可が必要であるため注意すること。

□防風ネットの補修・設置

・　防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。

□きめ細やかな雑草対策

・　畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□牧柵の適正管理

・ 牧柵の維持･補修又は改修等適正な管理を行うこと。

イ　水路に関する活動内容

31 水路の軽微な補修等

①水路

□水路側壁のはらみ修正

・　柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

□目地詰め

・　U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□表面劣化に対するコーティング等

・　コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

□不同沈下に対する早期対応

・　水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修

・　柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。

□水路に付着した藻等の除去

・　除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

□水路法面の初期補修

・　法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・　水路法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。

　なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□パイプラインの破損施設の補修

・　破損個所や老朽化した個所の補修等の対策を行うこと。

□パイプ内の清掃

・　パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。

②附帯施設

□給水栓ボックス基礎部の補強

・　特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□給水栓に対する凍結防止対策

・　特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

□空気弁等への腐食防止剤の塗布等

・　空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の補修等

・　アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

ウ　農道に関する活動内容

32 農道の軽微な補修等

①農道

□路肩、法面の初期補修

・　降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

□軌道等の運搬施設の維持補修

・　軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・　路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

□側溝の目地詰め

・　U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□側溝の不同沈下への早期対応

・　側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側溝の裏込材の充填

・　側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

エ　ため池に関する活動内容

33 ため池の軽微な補修等

①堤体

□遮水シートの補修

・　遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

□コンクリート構造物の目地詰め

・　コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□コンクリート構造物の表面劣化への対応

・　コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

□堤体侵食の早期補修

・　堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・　ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□遮光施設の補修等

・　アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

（２）農村環境保全活動

１）計画策定

ア　生態系保全

34 生物多様性保全計画の策定

・　地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

イ　水質保全

35 水質保全計画、農地保全計画の策定

□水質保全計画の策定

・　地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

□農地の保全に係る計画の策定

・　地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

ウ　景観形成・生活環境保全

36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定

・　地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

エ　水田貯留機能増進・地下水かん養

37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定

□水田貯留機能増進に係る地域計画の策定

・　地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

□地下水かん養に係る地域計画の策定

・　地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

オ　資源循環

38 資源循環計画の策定

・　地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

2）　実践活動

ア　生態系保全

39 生物の生息状況の把握

・　地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。

・　地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

40 外来種の駆除

・　地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

41 その他（生態系保全）

□生物多様性保全に配慮した施設の適正管理

・　地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

・　地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

・　地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。

・　動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□水田を活用した生息環境の提供

・　遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。

・　鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。

・　渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。

・　魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□生物の生活史を考慮した適正管理

・　地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。

・　地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。

・　地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

□放流・植栽を通じた在来生物の育成

・　生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。

・　水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。

・　基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。

・　デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。

・　鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。

□希少種の監視

・　地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

イ　水質保全

42 水質モニタリングの実施・記録管理

・　水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

43 畑からの土砂流出対策

□排水路沿いの林地帯等の適正管理

・　水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□沈砂池の適正管理

・　水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を

図るため、沈砂池や土砂溜桝の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理

・　水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

・　水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。

44 その他（水質保全）

□水質保全を考慮した施設の適正管理

・　水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

・　水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

・　水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。

□水田からの排水（濁水）管理

・　水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

□循環かんがいの実施

・　地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。

□非かんがい期における通水

・　水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。

□管理作業の省力化による水資源の保全

・　管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

□家庭廃油の再利用

・ 農業用水の水質浄化を推進するために、家庭からの廃油等を収集し、再利用を図ること。

ウ　景観形成・生活環境保全

45 植栽等の景観形成活動

□景観形成のための施設への植栽等

・　農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

・　景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

・　景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

□農用地等を活用した景観形成活動

【農用地等を活用した景観形成活動】

・　農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】

・　農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。

・　農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

46 施設等の定期的な巡回点検・清掃

・　地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。

・　地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン附帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。

・　地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。

・　畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。

47 その他（景観形成・生活環境保全）

□農業用水の地域用水としての利用・管理

・　農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。

・　農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。

・　農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。

・　集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。

・　農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

□伝統的施設や農法の保全・実施

・　はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。

・　地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。

・　景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。

□農用地からの風塵の防止活動

・　農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の活動を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

エ　水田貯留機能増進・地下水かん養

48 水田の貯留機能向上活動

・　大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。

・　大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。ただし前述の排水調節の活動を行う場合に限る。

・　大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこ

と。

49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全

□水田の地下水かん養機能向上活動

・　水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

・　水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。

□水源かん養林の保全

・　地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。

オ　資源循環

50 地域資源の活用・資源循環活動

【有機性物質のたい肥化】

・　資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。

・　資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。

【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】

・　地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

【農業用水の反復利用】

・　地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

【小水力発電施設の適正管理】

・　地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

３）　啓発・普及

51 啓発・普及活動

①広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する活動内容

□広報活動

・　農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

・　外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。

・ 草地においては牧草として利用する外来種以外の外来種の進入防止や駆除に対する地域理解を醸成する活動を行うこと。

・ 草地や山間部においてはゴミ、タバコ等の不法投棄防止（山火事防止）の為の看板等設置を行うこと。

□啓発活動

・　地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。

・　地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動内容

□地域住民等との交流活動

・　活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。

・　地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。

・　生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。

・　農村環境保全活動を実施する団体との意見交換会の開催等により、連携を図ること。

・　地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

□学校教育等との連携

・　農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□行政機関等との連携

・　市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での活動等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。

・　市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の活動実績等を投稿すること。

③地域内の規制等の取り決めに関する活動内容

□地域内の規制等の取り決め

・　農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。

（３）多面的機能の増進を図る活動

52 遊休農地の有効活用

・　地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。

53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

・　鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。

・ 遊休農地発生防止のため、有害鳥獣の追い払い活動及びそれに必要な資材の購入を行うこと。

54 地域住民による直営施工

・　農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。

55 防災・減災力の強化

・　水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。

56 農村環境保全活動の幅広い展開

・　農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、１テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び４に定める活動を実施する対象組織が対象）。

57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

・　地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業

体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。

・　地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。

58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

・　農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。

59 都道府県、市町村が特に認める活動

・　都道府県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した活動を行うこと。

60 広報活動・農的関係人口の拡大

・　多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

（別紙3）

熊本県　地域活動指針及び同指針に基づく要件
（資源向上活動（施設の長寿命化のための活動））

第１　地域活動指針及び同指針に基づく要件

活動区分	施設区分	活動項目	活動要件
実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事１件あたり２百万円未満とする。 また、対象組織が工事１件あたり２百万円以上の活動を実施する場合は、熊本県の要綱基本方針の要件を満たすものとする。
		62 水路の更新等	
	農道	63 農道の補修	
		64 農道の更新等	
	ため池	65 ため池の補修	
		66 ため池（附帯施設）の更新等	
	農地に係る施設	67 農地に係る施設の補修	
		68 農地に係る施設の更新等	

第２　取組の説明

１　資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）

（１）実践活動

１）　水路（開水路、パイプライン）に関する対象活動

61 水路の補修

①　水路本体

□水路の破損部分の補修

・　ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□水路の老朽化部分の補修

・　目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□水路側壁の嵩上げ

・　水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。

□U字フリューム等既設水路の再布設

・　水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。

□水路のしゅんせつ

・　水路本体において、土砂の堆積、植物の繁茂などにより通水機能に支障が生じており、清掃や泥上げなどの日常管理だけでは解消が困難な場合、機械等を用いてしゅんせつをするなどの対策を行うこと。

□水路法面の補修

・　法面崩れなど水路法面が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

② 附帯施設

□集水枡、分水枡の補修

・　集水桝、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□ゲート、ポンプの補修

・　ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

・　水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□取水施設の補修

・　取水堰や頭首工及びその付帯施設が破損している場合、河川管理者への協議を行った上で、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。また、井戸や減圧施設などが破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

62 水路の更新等

① 水路本体

□素堀り水路からコンクリート水路への更新

・　水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。

□水路の更新(一路線全体)

・　老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の当該区間の路線全体の更新による対策を行うこと。

② 附帯施設

□ゲート、ポンプの更新

・　ゲート、ポンプ及び付属機器の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

・　水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新

たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

□集水枡、分水枡の更新

・　老朽化等により機能に支障が生じている集水枡、分水枡について、更新等の対策を行うこと。

□水路蓋の設置

・　水路への土砂流入防止や水路内への転落防止等のために、水路蓋の設置を行うこと。

２）　農道に関する対象活動

63 農道の補修

①　農道本体

□農道路肩、農道法面の補修

・　農道路肩や農道法面において侵食や崩壊などで安全性が十分でない場合、または、ブロック積みや石積み等において隙間やひび割れ・欠損があり安全性が十分でない場合、破損状況や安全性の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□舗装の打換え（一部）

・　農道舗装（砂利、コンクリート、アスファルト舗装）が一部破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

②　附帯施設

□農道側溝の補修

・　農道側溝でひび割れや部分的な欠損、側溝の崩壊、目地の劣化などにより、排水機能の低下が見られる場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□橋梁付帯施設の補修

・　欄干などの橋梁付帯施設が破損若しくは老朽化により、安全な交通の妨げとなっている場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

64 農道の更新等

①　農道本体

□未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

・　未舗装農道で路面の窪みや土砂流失などにより、通行や維持管理に支障がある場合、舗装（砂利、コンクリート、アスファルト舗装）する対策を行うこと。

②　附帯施設

□側溝蓋の設置

・　農道側溝で蓋がないことにより、通行時の転倒の恐れや、農業機械の

移動や作業などに伴って側溝を傷付ける等の恐れがある場合、新たに蓋を設置する対策を行うこと。

□土側溝をコンクリート側溝に更新

・　土側溝において、側溝の法面が崩れやすい、土砂やごみが溜まりやすい、側溝内に雑草が繁茂するなどにより、排水機能の低下や、清掃や泥上げなどの日常管理に支障が生じている場合、コンクリート側溝に更新する対策を行うこと。

3）　ため池に関する対象活動

65 ため池の補修

①　ため池本体

□洗堀箇所の補修

・　ため池において、堤体の洗掘などが見られ、堤体が不安定な状態となる恐れがある場合、洗掘状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□漏水箇所の補修

・　ため池において、堤体からの漏水が見られ、貯水機能が維持できない、堤体が不安定な状態となるといった恐れがある場合、漏水状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□ため池のしゅんせつ

・　ため池に土砂が堆積し、貯水機能が維持できない恐れがある場合、堆積状況に応じたしゅんせつにより対策を行うこと。

②　附帯施設

□取水施設の補修

・　ため池の竪樋、底樋、斜樋などの取水施設において、ひび割れや欠損などが生じて、取水機能の低下が見られる場合、状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□洪水吐の補修

・　ため池の洪水吐において、ひび割れや欠損などが生じて、洪水時に適切な放水ができない等の機能低下が見られる場合、状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

□安全施設の補修

・　ため池沿いに設置されている金網フェンスなどの安全施設において、金網や胴縁・支柱・部材の破損や老朽化が見られ、ため池周辺の安全確保が十分でない場合、状況に応じた補修等の対策を行うこと。

66 ため池（附帯施設）の更新等

□ゲート、バルブの更新

・　ため池のゲート、バルブにおいて、著しい破損や老朽化により、貯水・取水機能に支障が生じている場合、更新等の対策を行うこと。

□安全施設の設置

・　ため池沿いなどにおいて、フェンスなどの安全施設がなく、転倒や転落などの恐れがあり、ため池周辺の安全確保が十分でない場合、金網フェンスなどの安全施設を設置する対策を行うこと。

4）　農地に係る施設への対象活動

67 農地に係る施設の補修

□暗渠排水の補修

・　暗渠排水が目詰まりなどによって、従来の機能を果たさない場合、地域の合意に基づき、暗渠の清掃や破損箇所の補修等により対策を行うこと。

□給排水施設の補修

・　給排水施設において、形状の劣化、破損等が見られ、従来の機能に支障がある場合、補修等により対策を行うこと。

□農地法面の補修

・　農地法面の破損等があり、補修等による対策を行うこと。

□進入路・牧道の補修

・　農地への進入路・牧道において、破損等が見られる場合、補修等により対策を行うこと。

□防風施設の補修

・　防風ネットや防風林など防風施設において、形状の劣化、破損等が見られる場合、補修等により対策を行うこと。

□鳥獣被害防護柵・牧柵の補修

・　鳥獣被害防護柵・牧柵の形状の劣化、破損等が一部で見られる場合、補修等により対策を行うこと。

68 農地に係る施設の更新等

□暗渠排水の更新、設置

・　暗渠排水が目詰まりなどによって従来の機能を果たさない場合や農地表面の湿潤化が見られる場合、地域の合意に基づき、暗渠の更新や設置により対策を行うこと。

□給排水施設の更新

・　給排水施設において、形状の劣化、破損等が見られ、従来の機能に支障がある場合、更新等により対策を行うこと。

□進入路・牧道の更新

・　農地への進入路・牧道において、機能に支障がある場合、未舗装進入路を舗装するなど更新等により対策を行うこと。

□鳥獣被害防護柵・牧柵の更新

・　鳥獣被害防護柵・牧柵の形状の劣化、破損等が見られる場合、更新等により対策を行うこと。